


新幹線プレス 	2023年1月22日	No.606
	発行者	杉澤秀則
	編集者	教宣部
	JR東海労新幹線地本	

苦情申告を会社側が一方的に却下!! 苦情処理制度の形骸化だ!!

JR東海労新幹線地本は、1月18日に東京地区分会組合員の申告した苦情について、会社側幹事と事前審理を行いました。

**たった1日の年休が入らない!!
しかし他の人には大晦日から4連休が入っている!?**

新横浜駅に勤務する組合員が、本年1月2日に年休の時季指定をしたところ、科長から「入らない」と告げられました。しかし、いざ勤務発表がなされると、他労組の人は大晦日から4連休になっていました。誰が見ても所属組合による差別であり、全く説明のつかないことです。この組合員は、去年10月にも年休時季指定で同じような差別的扱いを受け、ご子息の小学校最後の運動会に参観できなかったことがあったので、今回苦情申告をしました。

これは恣意的な時季変更権の濫用だ!

しかし、「1月2日の年休申し込みは何人か?」「4連休は申し込みか?」といった組合側の質問に対し、**会社側幹事は、「個別のことは答えない」と居直り、「苦情として取り扱うには適切ではない」と一方的に却下しました。**

今回の新横浜駅の事象は、明らかに就業規則第77条の「時季変更」に関して、現場管理者の濫用について問うています。これは、現在争われている乗務員の年休問題にも直結する内容です。

労働協約第61条には、「組合員が、労働協約及び就業規則等の適用及び解釈について苦情を有する場合は、その解決を苦情処理会議に請求することができる。」と定められています。それにも関わらず、「苦情として取り扱うには適切ではない」と言い切ってしまうのは、**【会社にとって都合の悪い内容を突かれる苦情処理会議は開催したくない】**という恣意的な判断が働いたのは間違いありません。組合側幹事は「一方的な却下は認められない。受理するべきだ」と主張しましたが、会社は一方的に却下を宣言しました。会社による労働者軽視も甚だしい!

**JR東海労は、会社による苦情処理会議の形骸化と
組合差別を絶対に許しません(怒)**